

問 I-4-⑦（電子申請）

公益認定等に係る手続について、電子申請ができるのでしょうか。

答

- 1 電子申請を可能とするシステム開発を進めています。
- 2 システムでは、「インターネットに接続する環境があれば、いつでも、どこからでも申請ができる。」という一般的なメリットのほか、次のような機能を提供する予定です。
 - ①申請書様式の入力フォーマット
財務関係書類では、数値を入力すれば、結果が自動計算されます。
 - ②申請の手引き
『申請の手引き』^(注)を適宜参照しながら、申請書を作成できるように、
『申請の手引き』の該当箇所へのリンクを可能とします。
 - ③簡易な入力チェック
申請書の作成時に、簡易な入力チェックが自動で行われますので、記入ミスなどを防止でき、補正の対応等の手間が省けます。
 - ④処理状況の確認
申請された申請書の処理状況を、いつでも確認することができます。
- 3 公益認定等に係る各種手続については、利便性に優れた電子申請をお奨めします。
- 4 なお、電子申請を利用するためには、法人の名称等の必要事項をあらかじめ入力する手続きが必要となりますが、手続後は、ログインID及びパスワードによる簡易な認証だけで電子申請が利用可能となります。
電子申請を利用するための手続の詳細については、あらためてお知らせします。

(注) 公益認定等に係る申請書等を作成する際の手引きとして利用できるように、申請書等に記載すべき項目、内容及び留意事項等を説明した解説書